解散公告

当社は、平成二十八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

愛媛県松山市和気町二丁目九二三番地四

株式会社リノデザイン

代表清算人　大久保仁志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋一八八番地の一

西日本ファルマ株式会社

代表清算人　岡谷　修

解散公告

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

長崎県大村市坂口町四三二番地三二

株式会社テルイーキューブ

代表清算人　伯川　正文

解散公告

当社は、平成二十八年五月三十一日総社員の同意により、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

沖縄県沖縄市胡屋六丁目一三番三〇号

合同会社さかき

清算人　饒波　正司

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年七月二十九日岩手県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

岩手県滝沢市鵜飼狐洞九七番六

滝沢村狐洞土地区画整理組合

代表清算人　澤村　繁

解散公告（第三回）

当法人は、昭和二十七年十月二日宗教法人法附則第十七項の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

岡山県真庭市上水田三五四七番地　**萬泉寺**

清算人の住所　岡山市南区東畦六六七番地八一

清算人　桑島　幹雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県日立市田尻町三丁目九〇七番地一、最後の住所茨城県日立市田尻町三丁目五番八号

被相続人　亡　紺野　美明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

茨城県日立市弁天町一丁目三番一六号

相続財産管理人　片岡　優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市中発知町一三四九番地、最後の住所埼玉県所沢市小手指南四丁目九番地の二〇

被相続人　亡　塩野　辰次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

東京都中央区銀座八丁目八番一五号青柳ビル五階銀座誠和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　新井　宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区千駄木一丁目五〇番地、最後の住所東京都西東京市新町一丁目四番一一一〇八号

被相続人　亡　村山　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県佐渡市両津夷三三五番地、最後の住所東京都八王子市大和田町一丁目三二番一二号　八高荘一〇二号

被相続人　亡　中田　俊秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

事務所東京都武蔵野市御殿山一丁目二番二号グレイス御殿山四階オオノ・キド法律事務所　相続財産管理人弁護士　大野壽三枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県白井市名内六二四番地、最後の住所東京都東村山市青葉町一丁目七番地一東村山老人ホーム

被相続人　亡　血脇覺太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都国分寺市東恋ケ窪四丁目二番地二、最後の住所東京都国分寺市東恋ヶ窪四丁目二番地二八

被相続人　亡　古谷　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル二階八王子中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大久保康裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県尾鷲市栄町五二三番地、最後の住所東京都昭島市東町四丁目六番一五号

被相続人　亡　上田　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十五日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三七番七号テミスビル一階高木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙木　敦子

第69期決算公告

平成28年8月25日

佐賀県唐津市刀町1513－9

株式会社辻薬店

代表取締役　辻　幸徳

貸借対照表の要旨

（平成28年5月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	678,742	流動負債	258,726
固定資産	172,887	（賞与引当金）	(15,641)
有形固定資産	99,995	固定負債	127,260
無形固定資産	5,496	（退職給付引当金）	(24,607)
投資その他の資産	67,395	株主資本	463,570
		資本金	78,000
		資本剰余金	19,500
		資本準備金	19,500
		利益剰余金	366,070
		（うち当期純利益）	(6,528)
		評価・換算差額等	2,072
資産合計	851,630	負債・純資産合計	851,630